東京地方裁判所 平成 30年(フ)第6361号 破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外

## 破產法 157 条報告書

## (第8回債権者集会)

令和6年1月31日

東京地方裁判所 民事第20部合議係 御中

破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外破産管財人 弁護士 内田 実

#### 第1 前回集会後の主な管財業務の状況

以下では,第7回債権者集会(令和5年5月24日)以降の主な管財業務の状況を報告する。

各破産者の破産手続の進行状況及び進行予定は別紙 1「破産者の概要」の「手続の進行状況・進行予定」欄記載のとおりである。

破産者 31 者のうち, 第 6 回債権者集会までに破産手続が終結した破産者は 26 者であり, 本日現在破産手続が係属している破産者は 5 者となっている。

#### 1 中間配当を実施した破産者(3者)

#### (1) ケフィア事業振興会

第6回集会報告のとおり、令和3年5月27日に、破産裁判所の許可を得て、配当率を1%とする中間配当を実施した。中間配当の対象となる一般破産債権者は、29,213名、債権総額は103,338,592,928円、配当金額は1,033,371,967円である。

中間配当の実施は、債権者名義の預貯金口座への振込送金によって行うことと

なっており、当職は、振込先口座が確定した債権者から順次配当金の送金を実施しているが、振込送金先の返送がない債権者が相当数いることに鑑み、コールセンターより架電にて振込送金依頼書の返送を要請している。令和5年12月末日時点において、配当金の送金を実施できた債権者は27,444名であり、金額合計1,016,507,046円の配当を完了している。このうち、第7回集会の報告以後、書類等が整って配当ができた債権者は81名、配当金額は合計967,853円である。なお、第6回集会において報告した特別調査期日(2回目)の対象となった債

なお,第6回集会において報告した特別調査期日(2回目)の対象となった債権者2名については,最後配当が実施される際に中間配当の配当金も合わせて送金する予定である。

#### (2) ケベッククラブ

第5回集会報告のとおり、ケベッククラブについては、破産裁判所の許可を得て、配当率を約37.68%とする中間配当を実施した。中間配当の対象となる一般破産債権者は14名、債権総額は140,673,751円、配当金額は52,999,990円であり、既に配当を完了している。

#### (3) 九州クラブ

第5回集会報告のとおり,九州クラブについては,破産裁判所の許可を得て,配当率を約25.36%とする中間配当を実施した。中間配当の対象となる一般破産債権者は56名,債権総額は168,750,000円,配当金額は42,799,953円であり,既に配当を完了している。

#### 2 配当可能性はないが破産手続が係属している破産者(2者)

ケーツーシステム及びかぶちゃんファイナンシャルサービスについては、配当の可能性はないものの破産手続が係属している。当該破産者 2 者に関する財産目録、収支計算書、破産貸借対照表は、別紙 2 のとおりである。

#### (1) ケーツーシステム

ケーツーシステムについては配当見込みがないものの,ケフィア事業振興会等が管財業務を継続する上で必要な継続的契約の主体となっているところ,契約者名義の変更ができないことから,破産手続を続行する予定である。

#### (2) かぶちゃんファイナンシャルサービス

かぶちゃんファイナンシャルサービスは後記4の訴訟の原告として債務名義を取得しており、これに基づく債権回収を完了した。これによりかぶちゃんファイナンシャルサービスの換価は終了したが、配当できるだけの原資を確保できていないため、本期日をもって破産手続を廃止することが相当と思料する。

#### 3 処分取消しを求める訴訟

#### (1) 処分取消訴訟の経過

これまでに報告しているとおり、当職は、令和3年4月14日、東京地方裁判所に対し、平成26年7月期ないし平成30年7月期の各通知処分の取消を求める訴訟を提起した(事件番号令和3年(行ウ)第156号・以下「取消訴訟」という)。

取消訴訟においては、全 10 回の期日が開かれ、令和 4 年 12 月 1 日の第 10 回期日をもって審理が終結し、令和 5 年 2 月 21 日、通知処分の取り消しを求めた当職の請求を全部棄却する判決(以下「原判決」という)がなされた。当職は、原判決を不服として、御庁許可を得て、令和 5 年 3 月 6 日に東京高等裁判所に控訴を提起した。

控訴審における審理の経過は次のとおりである。

# 第7回期日 令和6 (2)控訴審における主張立証の状況

#### ア 原判決を踏まえた当職の主張立証の基本方針

原判決は,ケフィア事業振興会の行っていたオーナー制度 A コースにかかる取引(以下「本件取引」という)を非課税取引である金銭消費貸借契約と正しく認定したものの,更正の請求の対象となる本件取引等の額について立証があるとは言えず更正すべき金額が不明であると判断した。

令和6年1月22日午前10時30分

そこで、控訴審では、更正の請求の全対象期間(平成 26 年 7 月期~平成 30 年 7 月期)について、ケフィア事業振興会のデータベース(以下「本件 DB」という)のデータ分析を仔細に行い、弥生会計上のデータとの対比を行うとともに、本件 DB に基づき行った更正が税務・会計上も正当であること等の立証に努めている。

#### イ 控訴審における争点整理の状況

控訴審の裁判所は、当事者双方と議論を重ねて主張を整理し、原審で問題となった本件 DB の信用性については立証の負担や審理に要する時間を考慮して追って審理することとし、まずはその他の争点の整理に努めている。具体的には、当初のケフィア事業振興会の確定申告の基礎となった弥生会計の仕組み及び金額の分析から議論をはじめ、弥生会計から税務申告がどのようになされ

たか, 弥生会計上でオーナー制度 A コースにかかる取引(本件取引)とオーナー制度 B コースにかかる取引(以下「B コース取引」という。)が区別されているか, といった点について, 控訴人に主張整理を促した。

本件で最も重要となる, 更正の請求の対象となる本件取引の立証については, 全対象期間における取引件数は 200 万件にも上り, また被控訴人が原資料と主張する資料は捜査機関に押収されていること等から,全ての取引について被控訴人の主張に沿う立証をすることはおよそ困難であった。そこで, 当職は, 取引件数が少ない(全対象期間で約9000件)オーナー制度 B コースにかかる取引に着目し,オーナー制度取引総額にあたる全体の仕訳を全て修正して不課税取引としたうえで, 改めて課税標準額を算定するための修正を行っている。これに対して,被控訴人は,すべての取引を1件ずつ原資料によって主張立証すべきである,本件取引と B コース取引が少ないほど還付対象となる本件取引が増え控訴人に有利になる,個別の売上額だけでなく個別の仕入額の区分けと立証も必要である等と主張している。

以上の主張を前提に、控訴審の裁判所からは、①平成27年7月期以降については確定申告において本件取引(Aコース取引)とBコース取引が区別されず計上されているため、当初の確定申告における本件取引の特定が困難ではないか、②当初の確定申告において両者が区別されていた平成26年7月期についても、当初の確定申告におけるBコース取引の売上が、更正の請求におけるBコース取引の売上と一致しないのであれば、両方のBコース取引がどのように相違したのかについての特定が必要であり、全体からBコース取引を控除するだけでは更正の請求の対象の立証として十分ではないのではないか、といった問題意識が示されるに至った。

当職は、これらの問題点を解決できるかどうか及び B コース取引の実態等に着目した異なる主張立証の可能性がないか等について検討しており、引き続き、請求が認容されるべく主張立証に努めたい。

#### 4 元法務部長らに対する訴訟の経過

#### (1) これまでの経緯

これまで報告したとおり、当職は、ケフィア事業振興会の元法務部長に対して、支払済み報酬の一部(5000 万円)の支払及び元法務部長が主張する給与名下の債権の不存在等の確認を求めて訴訟を提起した。この訴訟では、ケフィア事業振興会とかぶちゃんファイナンシャルサービスが、元法務部長が代表取締役を務めるリーガル・ラボラトリー株式会社(以下「LL社」という)に対して支払った業務委託料の返還等も求めた。

当職は、この訴訟において勝訴判決を得ることができたため、第三者からの情報取得手続により判明した元法務部長名義の預金 (25万9835円) について差し押さえ命令を申立て、同額を取り立てた。また、元法務部長について民事執行法197条に基づく財産開示手続の申立てを行い、令和5年1月17日に財産開示手続期日が開かれたが、元法務部長は同期日に出頭しなかった。

#### (2)債権譲渡による回収

当職としては、LL 社及び元法務部長からこれ以上の回収が困難であると判断し、両者に対する債権をサービサーに売却することとした。債権売却に際しては、複数のサービサーから見積りを取得し、破産裁判所の許可を得て、令和5年10月6日、最高値を提示したサービサーに対し、譲渡代金11,000円(税込)にて売却した。

#### 5 元役職員らの刑事事件

既に報告したとおり、ケフィア事業振興会の代表者であった鏑木秀彌、従業員7名及び顧問1名の9名は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」違反の公訴事実にて起訴され、うち5名については詐欺罪の公訴事実にて追起訴された。

現在までに9名全員について有罪判決がなされて確定している。

6 役員の財産に対する保全処分又は役員の責任に基づく損害賠償債権の査定の裁判を必要とする事情の有無

破産法第 177 条第 1 項の規定による保全処分又は第 178 条第 1 項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無については、なお調査中である。

#### 第2 今後の主な管財業務

1 処分取消しを求める訴訟手続への対応

前記第1の3のとおり、処分取消を求める訴訟手続において控訴を提起した。控 訴審において当職の請求が認容されるよう、引き続き主張立証に努める所存である。

#### 2 最後配当の実施

**ケフィア事業振興会**,**ケベッククラブ**及び**九州クラブ**については,前記第1の1 記載のとおり中間配当を完了した。上記1の訴訟により財団が形成できた場合には, 最後配当を実施することとしたい。

#### 3 配当可能性のない破産者の処理

かぶちゃんファイナンシャルサービスについては、前記第1の2(2)記載のと おり、本期日をもって廃止することが相当と思料する。

**ケーツーシステム**については、前記第1の2(1)記載のとおり、今後、存続が不要となった時点で、異時廃止として破産手続を終了させる予定である。

以上

## (別紙1) 破産者の概要

NO.	事件番号	破産者	手続の進行状況・進行予定
1	平成30(7) 6361	株式会社ケフィア事業振興会	続行
2	平成30(7) 6362	株式会社飯田水晶山温泉ランド	R4. 1. 25破産手続終結(異時廃止)
3	平成30(7) 6363	かぶちゃん九州株式会社	R3. 4. 21破産手続終結(最後配当)
4	平成30(7) 6364	かぶちゃんメガソーラー株式会社	R3. 7. 21破産手続終結(最後配当)
5	平成30(7) 6711	ケフィアインターナショナル株式会社	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
6	平成30(7) 6712	株式会社ケーアイ・アド	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
7	平成30(7) 6713	株式会社ケフィア・カルチャーカード	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
8	平成30(7) 6714	株式会社ケフィア・クリエイティブ	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
9	平成30(7) 6715	株式会社メープルライフ	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
10	平成30(7) 6716	株式会社ケーツーシステム	続行
11	平成30(フ) 6717	一般社団法人柿国際文化協会	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
12	平成30(7) 6718	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	続行
13	平成30(7) 6719	ケベッククラブ合同会社	続行
14	平成30(7) 6720	九州クラブ合同会社	続行
15	平成30(7) 6721	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
16	平成30(7) 6722	かぶちゃん電力株式会社	R3. 4. 21破産手続終結(最後配当)
17	平成30(7) 6861	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
18	平成30(7) 7144	かぶちゃん農園株式会社	R3. 4. 21破産手続終結(簡易配当)
19	平成30(7) 7241	ケフィアグループC&L株式会社	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
20	平成30(7) 7242	合同会社かきの森	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
21	平成30(7) 7243	株式会社コラボ南信州	R3. 4. 21破産手続終結(簡易配当)
22	平成30(7) 7421	かぶちゃん信州乳業株式会社	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
23	平成30(7) 7422	かぶちゃんファーム株式会社	R3. 4. 21破産手続終結(最後配当)
24	平成30(7) 7501	かぶちゃんインターナショナル株式会社	R3. 4. 21破産手続終結(簡易配当)
25	平成30(フ) 8117	株式会社かぶちゃん農園食堂	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
26	平成30(7) 8118	かぶちゃん製菓株式会社	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
27	平成30(7) 8151	株式会社ケフィア・サプリメント	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
28	平成30(7) 9344	鏑木武弥	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
29	平成30(7) 9372	カブラキホールディングス株式会社	R3. 4. 21破産手続終結(簡易配当)
30	平成30(フ) 9373	鏑木秀彌	R3. 4. 21破産手続終結(簡易配当)
31	平成31(7) 706	辻秀子	R3. 4. 21破産手続終結(最後配当)

## (別紙2) 財産目録・収支計算書・破産貸借対照表

## 目次

No.	破産者名	No.	破産者名
1	株式会社ケフィア事業振興会	17)	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス
2	株式会社飯田水晶山温泉ランド	18	かぶちゃん農園株式会社
3	かぶちゃん九州株式会社	19	ケフィアグループ C & L 株式会社
4	かぶちゃんメガソーラー株式会社	20	合同会社かきの森
5	ケフィアインターナショナル株式会社	21)	株式会社コラボ南信州
6	株式会社ケーアイ・アド	22	かぶちゃん信州乳業株式会社
7	株式会社ケフィア・カルチャーカード	23	かぶちゃんファーム株式会社
8	株式会社ケフィア・クリエイティブ	24)	かぶちゃんインターナショナル株式会社
9	株式会社メープルライフ	25)	株式会社かぶちゃん農園食堂
10	株式会社ケーツーシステム	26	かぶちゃん製菓株式会社
11)	一般社団法人柿国際文化協会	27)	株式会社ケフィア・サプリメント
12	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	28	亡鏑木武弥相続財産
13	ケベッククラブ合同会社	29	カブラキホールディングス株式会社
14)	九州クラブ合同会社	30	鏑木秀彌
15	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	31)	辻秀子
16	かぶちゃん電力株式会社		

※グレーでハイライトした破産者は前回集会までに破産手続が終結したため 本報告書には財産目録等を添付しない。 平成30年(フ)第6361号 破産者 株式会社ケフィア事業振興会 破産管財人 弁護士 内田 実

開始決定日=平成30年9月3日現在 (単位:円)

## 財産目録 (第8回債権者集会)

#### 資産の部

No.	科 目	簿価 (H30.7.31)	換価金額	備考
1	現金	4,956,122	15,525,310	破産管財人への引継現金
2	預金	124,558,747	6,369,398	全て解約済み
3	売掛金	2,626,353,730	9,263,117	残余はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
4	棚卸資産	33,212,001	4,758,873	食品、PCディスプレイ等の売却代金
5	前払費用	778,876,764	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
6	短期貸付金	5,734,750,668	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
7	未収入金	5,590,600,716	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
8	立替金	804,279,660	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
9	仮払金	3,207,720,756	169,957,952	ゆうちょ銀行及び興産信金等の仮差押分を回収済み、その他はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
10	預け金	31,000,000	5,360,046	派遣会社から回収済み
11	未収消費税等	236,680,210	337,106,304	消費税等還付金を回収済み
12	繰越消費税	25,862,190	0	換価価値無し
13	建物	508,839,131	723,148,149	ケフィアビルにかかる附属設備、構築物を含む。換価完了
14	附属設備	181,400,729	0	ケフィアビルと一体で換価
15	構築物	5,256,401	0	ケフィアビルと一体で換価
16	機械装置	7,419,000	50,000	封入印刷機を換価済み
17	車両運搬具	19,042,275	2,600,700	車両4台を換価済み
18	工具器具備品	52,369,084	0	換価価値無し
19	一括償却資産	1,836,051	595,500	パソコンを換価済み
20	土地	583,340,940	819,000,000	ケフィアビルと一体で換価
21	果樹	6,919,522	0	換価価値無し
22	ソフトウエア	34,874,001	0	換価価値無し
23	商標権	1,522,515,824	0	換価価値無し
24	投資有価証券	55,046,144	13,811,577	らくトクポイントの預託国債にかかる預託保証金を回収済み
25	出資金	414,890,254	47,124,352	カナダ法人株式売却代金及び興産信金の出資金
26	敷金	1,818,500	1,154,300	神田須田町の賃借物件及び龍江発電所の敷金を回収済み
27	保証金	66,089,800	84,240,554	日本旅行業協会及び運送会社から回収済み
28	長期貸付金	19,264,504,301	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
29	保険積立金	825,157,258	10,252,933	保険解約返戻金を回収済み
30	投資預け金	370,000,000	0	換価価値無し
31	長期前払費用	191,811,937	0	換価価値無し
32	会員創造費	4,722,199,827	0	換価価値無し
33	繰延資産	871,837	0	換価価値無し
	合計	48,035,054,380	2,250,319,065	

※上記備考欄において「ケフィアグループ等に対するものであり換価困難」と記載したものの内、他の破産者に対する債権については、一部を配当金等として回収しているが、財産目録の換価金額には含めていない。

平成30年(フ)第6361号 破産者 株式会社ケフィア事業振興会 破産管財人 弁護士 内田 実

開始決定日=平成30年9月3日現在 (単位:円)

## 財産目録 (第8回債権者集会)

#### 負債の部

No.	科	目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(2	公租公課)	44	189,554,507		
2	財団債権(対	労働債権)	22	12,750,345		
3	財団債権(	その他)	0	0		
4	優先的破産債権	(公租公課)	0	0		
5	優先的破産債権	(労働債権)	0	0		
6	普通破産	責権	29,409	116,832,201,143	103,362,833,614	13,469,367,529
	合計		29,475	117,034,505,995	103,362,833,614	13,469,367,529

<sup>\*</sup>負債の部 財団債権(公租公課)の件数及び金額には破産手続開始後に生じたものを含む。

平成30年9月3日~令和5年12月31日 (単位:円)

## 収支計算書 (第8回債権者集会)

	収入の部				
No.	科目	金額			
1	引継現金	1,125,310			
2	預金	6,369,398			
3	引継予納金	14,400,000			
4	売掛金	9,263,117			
5	動産売却代金	4,758,873			
6	不動産売却代金	1,542,148,149			
7	敷金	1,154,300			
8	保険解約返戻金	10,252,933			
9	株式譲渡代金	46,125,216			
10	預金利息	85,174			
11	地代家賃戻し	1,489,600			
12	保証金	84,240,554			
13	預け金	5,360,046			
14	出資金	999,136			
15	車両売却代金	2,600,700			
16	還付金	337,106,304			
17	精算金	16,881,691			
18	仮払金	169,957,952			
19	預り消費税	60,220,640			
20	固定資産税等精算金	233,112			
21	預託保証金返還	13,811,577			
22	借地権譲渡代金	28,732,166			
23	立替費用精算金	12,041,628			
24	共益費用精算金	84,700,939			
25	否認権行使	9,200,000			
26	損害賠償金等	268,718			
27	他の破産者からの配当金	463,945,743			
28	配当金の戻り分等	761,899			
	合 計 2,928,234,875				

平成30年9月3日~令和5年12月31日 (単位:円)

## 収支計算書 (第8回債権者集会)

	支出の部				
No.	科目	金額			
1	補助者費用	135,922,834			
2	業務委託費	61,748,244			
3	廃棄費用	2,647,426			
4	通信費	68,866,401			
5	施設管理費	856,584			
6	電気料金	2,199,174			
7	水道料金	264,214			
8	リース利用料	4,570,925			
9	システム利用料	13,562,220			
10	地代家賃	53,783,094			
11	旅費交通費	2,738,629			
12	消耗品	857,221			
13	仲介手数料	1,175,280			
14	支払手数料	19,862,214			
15	印紙代	160,000			
16	管財事務費	23,731,598			
17	別除権者弁済	818,625,425			
18	他の破産法人への送金	9,280,000			
19	立替金	4,247,440			
20	管財人報酬	200,000,000			
21	公租公課	189,554,507			
22	労働債権	12,750,345			
23	中間配当金	1,017,267,141			
	合計 2,644,670,916				

差引	283,563,959
----	-------------

開始決定日=平成30年9月3日現在 (単位:円)

### 破產貸借対照表 (第8回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科目	換価金額	No.	科目	金額
1	現金	15,525,310	1	財団債権(公租公課)	189,554,507
2	預金	6,369,398	2	財団債権(労働債権)	12,750,345
3	売掛金	9,263,117	3	財団債権(その他)	0
4	棚卸資産	4,758,873	4	優先的破産債権(公租公課)	0
5	前払費用	0	5	優先的破産債権(労働債権)	0
6	短期貸付金	0	6	普通破産債権	116,832,201,143
7	未収入金	0			
8	立替金	0			
9	仮払金	169,957,952			
10	預け金	5,360,046			
11	未収消費税等	337,106,304			
12	繰越消費税	0			
13	建物	723,148,149			
14	附属設備	0			
15	構築物	0			
16	機械装置	50,000			
17	車両運搬具	2,600,700			
18	工具器具備品	0			
19	一括償却資産	595,500			
20	土地	819,000,000			
21	果樹	0			
22	ソフトウエア	0			
23	商標権	0			
24	投資有価証券	13,811,577			
25	出資金	47,124,352			
26	敷金	1,154,300			
27	保証金	84,240,554			
28	長期貸付金	0			
29	保険積立金	10,252,933			
30	投資預け金	0			
31	長期前払費用	0			
32	会員創造費	0			
33	繰延資産	0			
	合計	2,250,319,065		合計	117,034,505,995